

大蔵村告示第1号

大蔵村暮らし応援商品券交付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年1月13日

大蔵村長 加藤 正 美

大蔵村暮らし応援商品券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力やガス、食料品等の物価高騰の影響を受けている地域住民の生活及び地域経済の活性化を支援するため、村内全世帯に商品券を配布する大蔵村暮らし応援商品券交付事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商品券」とは、協同組合大蔵村スタンプ会が発行する商品券をいう。

(交付対象者)

第3条 商品券の交付対象世帯（以下「交付対象世帯」という。）は、令和8年1月13日において、本村の住民基本台帳に記録されている世帯とし、交付対象者は、商品券発送時に住民記録台帳に記録されている世帯主とする。ただし、交付対象者が商品券を受領する前に死亡又は転出し、かつ、その交付対象者の属する世帯が消滅したときは、これを交付しない。

(交付申請)

第4条 本事業による申請は不要とする。

(商品券の交付等)

第5条 商品券の額は、世帯員一人につき30,000円とする。

2 前項の商品券は、1枚1,000円券とし、30枚分を1組とする。

3 配布の方法は、交付対象者への郵送を原則とする。ただし、不在の場合は不在連絡票により通知し、一定の期間、交付対象者から申出がない場合は、令和8年6月30日（以下「受取期限」という。）まで大蔵村役場総務課にて配布するものとする。

4 交付対象者が商品券を受領した後に紛失、滅失又は盗難された商品券の効力は無効とする。この場合において、商品券の再発行は、認めない。

(商品券の使用期限)

第6条 商品券の使用期限は、令和8年7月31日までとする。

(商品券代金)

第7条 村が協同組合大蔵村スタンプ会に支払う商品券代金は、期限までに使

用され換金された商品券分の代金とする。

2 村長は、必要があると認める場合においては、商品券代金を概算払することができる。

(事務手数料)

第8条 村長は、別に定める事務手数料を協同組合大蔵村スタンプ会に支払うものとする。

(商品券交付に関する周知等)

第9条 村は、この事業の実施に当たり、交付対象者及び交付の方法、受取期限等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めるものとする。

(不正利得の返還)

第10条 村長は、偽りその他不正の手段により商品券の支給を受けた者があるときは、既に支給を受けた商品券又は商品券の支給に要した金額を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、商品券の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。